

令和2年10月定例総会 (令和2年10月30日)

新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

令和2年10月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月30日(金) 午前9時30分～10時00分

2. 開催場所 北区役所 大会議室

3. 出席委員 (19人)

| | | |
|--------------|-----|-------|
| 委員 | 1番 | 渡部圭子 |
| 農地部会長職務代理者 | 2番 | 山岸洋子 |
| 委員 | 3番 | 窪田昇平 |
| 委員 | 4番 | 伊藤 明 |
| 委員 | 5番 | 佐藤作栄 |
| 委員 | 6番 | 坂井祐一 |
| 農政振興部会長 | 7番 | 武田武盛 |
| 委員 | 8番 | 小林 浩 |
| 委員 | 9番 | 此村和也 |
| 委員 | 10番 | 佐藤敏明 |
| 委員 | 11番 | 若林清廣 |
| 委員 | 12番 | 曾我 護 |
| 委員 | 13番 | 齋藤圭一郎 |
| 委員 | 14番 | 倉島正春 |
| 農地部会長 | 15番 | 田村良雄 |
| 委員 | 16番 | 松田勝己 |
| 農政振興部会長職務代理者 | 17番 | 後藤宗一 |
| 会長職務代理者 | 18番 | 本田敏明 |
| 会 長 | 19番 | 首藤正男 |

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

(諸般の報告)

| | |
|-----|---|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 |
| 第 2 | 追加議案第37号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について |
| 第 3 | 議案第35号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について |
| 第 4 | 議案第36号 新潟市農用地利用集積計画の決定について |
| 第 5 | 部会報告 農政振興部会報告 |
| 第 6 | 報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について 農地法第5条転用届出に関する受理について 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |

農地の転用事実に関する照会書について
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に
ついて

6. 出席事務局職員

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 佐久間 清 |
| 次長 | 島 貫 徹 |
| 農地係長 | 浅 香 範 人 |

7. 会議の概要

| | |
|-------|---|
| 事務局 | <p>定刻になりましたので、これより令和2年10月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の欠席はございません。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: center;">午前9時30分 開 会</p> |
| 議 長 | <p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。</p> |
| 事務局 | <p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和2年9月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、3番 窪田 昇平 委員、6番 坂井 祐一 委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、日程第2、追加議案第37号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3、議案第35号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてを、一括議題といたします。</p> <p>議案37号及び35号については、10月27日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p> |
| 農地部会長 | <p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>追加議案第37号農地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。</p> <p>申請は2件です。追加議案をご覧ください。</p> <p>番号1番 所在地 北区太田 以下記載のとおり 譲受人 北区太田 以下記載のとおり 譲渡人 新発田市藤塚浜 以下記載のとおり</p> |

地目及び面積 畑6筆 2,235平方メートル
契約内容 贈与
10アール当り対価 0円
通作距離 0.1キロメートル
譲受人の農業従事者数 3人
譲受人の経営面積 322.55アール
地域区分 農用地及び農用地区域外

譲渡人は申請地を相続で所有しましたが、現在単身赴任中で、遠方に住んでおり、耕作ができない状況にあります。譲受人とは親戚関係であり、規模拡大を考えている譲受人との間で贈与をすることで話がまとまったものです。

番号2番

所在地 北区新鼻 以下記載のとおり
譲受人 新発田市乗廻 以下記載のとおり
譲渡人 新発田市乗廻 以下記載のとおり
地目及び面積 田1筆 615平方メートル
契約内容 使用貸借
10アール当り対価 0円
通作距離 4キロメートル
譲受人の農業従事者数 1人
譲受人の経営面積 406.18アール
地域区分 農用地

譲渡人と譲受人は親子関係で、農業者年金の受給のため、使用貸借権を再設定するものです。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。

続きまして議案第35号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について説明します。

議案書1ページをご覧ください。

番号1番

所在地 北区島見町 以下記載のとおり
転用者 北区島見町 株式会社 友和興業
所有者 聖籠町大字道賀新田 以下記載のとおり

地目及び面積 畑1筆

3,466平方メートルの内2,181平方メートル

農地区分 第1種農地

転用内容及び土地利用面積

露天資材置場及び重機置場敷地 2,181平方メートル

転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は申請地の隣で建設業を営んでいますが、現在、新潟医療福祉大学付近で借りている資材置場が大学で購入する話があり、使えなくなる見込みになりました。会社近くで資材置場を探し、申請地を借りる協議が整ったため申請をしたとのことでした。

委員から、申請地付近は風が強く、飛砂が考えられるが、対策は考えているのかとの質問に、これまで重機の油を取られる被害にあっていることもあり、防犯対策と飛砂防止のため、鋼板(こうはん)の設置を考えているとのことでした。

申請地は第1種農地ですが、既存施設の拡張で、その面積が既存敷地の1/2以内であるため許可できるものです。

番号2番

所在地 北区太田 以下記載のとおり

転用者 北区太田 以下記載のとおり

所有者 北区太田 以下記載のとおり

地目及び面積 畑2筆 455平方メートル

農地区分 第2種農地

契約内容 売買

転用内容及び土地利用面積

資材置場敷地 455平方メートル

転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は申請地の近くで住宅設備工事の会社を営んでおり、土砂や残土を置く場所を探していたところ、譲渡人から申請地を売買で購入できることになったため申請をしたとのことでした。

委員から、申請地の前面道路は狭く、住宅も近くにある。自動車の出入りには気をつけてもらいたい。また、車の停車も注意してもらいたいとの指導がありました。また、入口側には生垣があるが、奥の方は柵を設置するのかとの質問に、柵を設置し、入り口には鉄板を敷き隣接地に迷惑をかけないようにするとのことでした。

申請地はJR黒山駅から500メートル以内の位置にある

| | |
|----------|---|
| | <p>ため、第2種農地に該当しますが、転用地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。</p> <p>なお一層のご審議をお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> |
| 齋藤 圭一郎委員 | <p>今回2件の転用申請があったが、数か月前に過去の転用案件の建築物による日陰やぬかるみの発生などで苦情があった。転用は忘れた頃に苦情が出るので近隣に周知するなどの対策はしているのか。</p> |
| 事務局 | <p>転用者に近隣の同意を得ることまでは求めていない。しかし、転用にあたり近隣に被害を出さないことは重要であることから、転用者には許可の際にあらためて注意喚起したい。</p> |
| 議 長 | <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかに何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(他に質問・意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第37号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第35号 農地法第5条許可申請に関する処分決定については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第4 議案第36号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。</p> <p>議案第36号については、10月23日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p> |
| 農政振興部会長 | <p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>議案第36号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>本日の配布資料4ページの令和2年利用権促進事業権利別実績表をご覧ください。</p> <p>②農地中間管理権設定は1件 3,061平方メートルです。</p> <p>次に議案書2ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理権設定に関する案件について、ご説明申し上げます。</p> <p>中間管理機構への貸付けを行う契約内容となっています。</p> <p>今回は「人・農地プラン」によるものではなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付を行うもので、経営転換協力金を申請する者は1名となっております。</p> <p>申請案件は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律及び公益社団法人 新潟県農林公社農地中間管理事業規程に基づき、農地中間管理権の設定を行うものです。</p> <p>農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。</p> <p>以上審査した結果、原案のとおり決定することといたしました。</p> <p>皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>議長</p> <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農政振興部会長報告のとおり、決するにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p> <p>議長</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第36号 新潟市農用地利用集積計画の決定に</p> |
|--|---|

| | |
|---------|---|
| | <p>については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第5 部会報告 農政振興部会報告を議題とします。</p> <p>10月23日に、農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p> |
| 農政振興部会長 | <p>それでは、農政振興部会報告をいたします。</p> <p>本日の配布資料2ページをお開きください。</p> <p>先程ご審議いただきました、議案第36号 新潟市農地利用集積計画の決定について、農地中間管理権1件を審議しました。また、新潟市農用地利用配分計画（案）については、農地中間管理権の設定を受け、受け手への配分計画の報告がありました。そのほか、事務局から「後期農地パトロールの実施」、「新潟県農業委員会大会の開催」及び「11月総会時の招集時間変更」についての説明がありました。また、北区産業振興課から「人・農地プラン等の話し合い活動」について、説明と参加依頼がありました。</p> <p>主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであり、その結果部会として承認されました。</p> <p>皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問・意見なし）</p> |
| 議 長 | <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p> <p>本案は、農政振興部会長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> |
| 議 長 | <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、日程第6 報告事項を議題とします。</p> <p>事務局の報告を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>専決処分のご報告をいたします。</p> <p>お手元の専決処分書、6ページから10ページをご覧ください</p> |

| | |
|----|--|
| 議長 | <p>い。</p> <p>最初に、農地法第4条転用届出に関する受理について、1件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第5条転用届出に関する受理について、8件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、1件専決処分しました。</p> <p>次に、農地の転用事実に関する照会書について、1件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、4件専決処分しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>全日程が終了しました。</p> <p>これにて、令和2年10月新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>閉 会 午前10時00分</p> |
|----|--|

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議長 首藤 正男

委員 窪田 昇平

委員 坂井 祐一